㈢　食育推進基本計画（食育基本法第一六条第一項に規定するものをいう。）の作成及び推進に関すること。
㈣　犯罪被害者等基本計画（犯罪被害者等基本法第八条第一項に規定するものをいう。）の作成及び推進に関すること。
㈤　自殺対策の大綱（自殺対策基本法第八条に規定するものをいう。）の作成及び推進に関すること。
㈥　統計及び統計制度に関する重要事項に係る関係行政機関の事務の連絡調整に関すること。
㈦　情報公開・個人情報保護審査会設置法第二条に規定する調査審議に関すること。

三　警察法の一部改正関係（第三条関係）

1　任務及び所掌事務

㈠　国家公安委員会は、この法律による改正後の警察法（㈡において「新警察法」という。）第五条第一項の任務に関連する特定の内閣の重要政策に関する内閣の事務を助けることを任務とし、当該任務を遂行するに当たり、内閣官房を助けることとした。
㈡　国家公安委員会は、㈠の任務を達成するため、内閣府設置法第四条第二項に規定する事務のうち、新警察法第五条第一項の任務に関連する特定の内閣の重要政策について、当該重要政策に関して閣議において決定された基本的な方針に基づいて、行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関する事務をつかさどることとした。
㈢　国家公安委員会は、㈡の事務の遂行のため必要があると認めるときは、一の2の㈡と同一の権限を行使することができることとした。
㈣　警察庁は、国家公安委員会の管理の下に、㈡の事務について国家公安委員会を補佐することとした。
㈤　警察庁の長官官房において、㈡の事務をつかさどることとした。

2　内閣府本府から国家公安委員会への所掌事務の移管

㈠　国家公安委員会は、二の2の㈣の事務を所掌することとした。
㈡　警察庁の長官官房において、㈠の事務をつかさどることとした。
㈢　警察庁に地方機関として置かれる管区警察局に、㈠に係る事務を分掌させることとした。

四　金融庁設置法の一部改正関係（第四条関係）

1　金融庁は、この法律による改正後の金融庁設置法（2において「新金融庁設置法」という。）第三条第一項の任務に関連する特定の内閣の重要政策に関する内閣の事務を助けることを任務とし、当該任務を遂行するに当たり、内閣官房を助けることとした。
2　金融庁は、1の任務を達成するため、内閣府設置法第四条第二項に規定する事務のうち、新金融庁設置法第三条第一項の任務に関連する特定の内閣の重要政策について、当該重要政策に関して閣議において決定された基本的な方針に基づいて、行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関する事務をつかさどることとした。

五　消費者庁及び消費者委員会設置法の一部改正関係（第五条関係）

1　消費者庁は、この法律による改正後の消費者庁及び消費者委員会設置法（3において「新消費者庁等設置法」という。）第三条第一項の任務に関連する特定の内閣の重要政策に関する内閣の事務を助けることを任務とし、当該任務を遂行するに当たり、内閣官房を助けることとした。
2　内閣府本府から消費者庁に二の2の㈠の事務を移管することとした。
3　2に掲げるもののほか、消費者庁は、1の任務を達成するため、内閣府設置法第四条第二項に規定する事務のうち、新消費者庁等設置法第三条第一項の任務に関連する特定の内閣の重要政策について、当該重要政策に関して閣議において決定された基本的な方針に基づいて、行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関する事務をつかさどることとした。

六　各省設置法の一部改正関係（第六条～第一六条関係）

1　任務及び所掌事務

㈠　各省は、その分担管理する行政事務に係る任務に関連する特定の内閣の重要政策に関する内閣の事務を助けることを任務とし、当該任務を遂行するに当たり、内閣官房を助けることとした。
㈡　各省は、㈠の任務を達成するため、その分担管理する行政事務に係る任務に関連する特定の内閣の重要政策について、当該重要政策に関して閣議において決定された基本的な方針に基づいて、行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関する事務をつかさどることとした。

2　内閣府本府から総務省、厚生労働省及び農林水産省への所掌事務等の移管

㈠　総務省は二の2の㈡、㈥及び㈦に掲げる事務を所掌することとし、併せて、総務省に審議会等として情報公開・個人情報保護審査会、官民競争入札等監理委員会及び統計委員会を置くこととした。
㈡　厚生労働省は二の2の㈤に掲げる事務を所掌することとし、併せて、厚生労働省に特別の機関として自殺総合対策会議を置くこととした。
㈢　農林水産省は二の2の㈢に掲げる事務を所掌することとし、併せて、農林水産省に特別の機関として食育推進会議を置くこととした。

七　交通安全対策基本法の一部改正関係（第一七条関係）

1　中央交通安全対策会議の庶務は、内閣府本府において警察庁及び国土交通省の協力を得て総括し、及び処理することとし（ただし、海上交通及び航空交通の安全に関する事項に係るものについては内閣府本府と国土交通省において共同して処理するものとする。）、併せて、中央交通安全対策会議の組織等に係る規定について所要の改正を行うこととした。
2　国家公安委員会及び国土交通省が、それぞれの所掌に属するものに関する部分の交通安全基本計画の案を作成し、中央交通安全対策会議に提出することとした。

八　中心市街地の活性化に関する法律等の一部改正関係（第一八条～第三一条関係）

中心市街地の活性化に関する法律等について、所要の改正を行うこととした。

九　附則関係

1　その他（附則第二条～第三〇条関係）

この法律の施行に伴い必要となる経過措置等について定めることとした。

2　施行期日

この法律は、一部の規定を除き、平成二八年四月一日から施行することとした。

◇航空法の一部を改正する法律（法律第六七号）

（国土交通省）

1　無人航空機の定義

この法律において「無人航空機」とは、航空の用に供することができる飛行機、回転翼航空機、滑空機、飛行船その他政令で定める機器であって構造上人が乗ることができないもののうち、遠隔操作又は自動操縦（プログラムにより自動的に操縦を行うことをいう。）により飛行させることができるもの（その重量その他の事由を勘案してその飛行により航空機の航行の安全並びに地上及び水上の人及び物件の安全が損なわれるおそれがないものとして国土交通省令で定めるものを除く。）をいうこととした。（第二条関係）

2　無人航空機の飛行の禁止空域（第一三二条関係）

何人も、次に掲げる空域においては、国土交通大臣の許可を受けた場合を除き、無人航空機を飛行させてはならないこととした。

㈠　無人航空機の飛行により航空機の航行の安全に影響を及ぼすおそれがあるものとして国土交通省令で定める空域
㈡　㈠に掲げる空域以外の空域であって、国土交通省令で定める人又は家屋の密集している地域の上空